住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1283号で受け付けた職員措置請求書(以下「請求書」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度にさいたま市議会自民党議員団に交付された政務活動費のうち61万8,943円は、政務活動費の使途運用指針(以下「使途運用指針」という。)に違反して使用されたものです。そこで61万8,943円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はさいたま市議会自民党議員団に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 さいたま市議会自民党議員団(当時は自由民主党真政さいたま市議団)は令和2年7月22日に「団会報誌7月号折込代」として61万8,943円を広報広聴活動費として政務活動費から支出した。(第1号証)
- 2 使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。(第2号証)

しかし、さいたま市議会自民党議員団が提出した「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白には作成部数は記載されていない。

3 したがって、1で述べたさいたま市議会自民党議員団の市政レポートに関する支出は 使途運用指針の違反であり、令和2年度上半期にさいたま市議会自民党議員団が政務活 動費から広報広聴活動費として支出した61万8,943円をさいたま市に返還するよ う勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書(第1号証及び第2号証)は、省略 追加提出された証拠(令和4月1月24日提出)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にさいたま市議会自民党議員団に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された61万8,943円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)がさいたま市議会自民党議員団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。 請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が 出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関す

る条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま 市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以 下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当 該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積 の割合等に応じて費用を按分する必要がある。(対外的に明確に説明できることが 必要である。)

工 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議 長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務 付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度(改選後)交付分より領収 書等の写しをインターネットにおいて公開する。

- (5) 共通事項(使途運用指針「4共通事項」) 共通事項として、次の6項目について定めている。
 - 「領収書等について」
 - ・「交通費等旅費について」
 - 「備品の取扱いについて」
 - 「年度をまたぐ支払いについて」
 - ・「長期前払費用について」
 - 「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」 (参考様式第2号)及び「支出明細書」(参考様式第3号)を作成する。(「支 出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。)
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」 1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名(〇〇〇〇)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇)さいたま市議(会議員)団〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

会派交付の場合には、「会派名(○○○○さいたま市議(会議員)団)」又は

「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらう。 領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管して おく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳(品名・個数等)などの必要事項が記載されていれば 領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、 「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」(参考様式第5号)に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM (現金自動預け払い機) を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (3) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。 また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載 する。
- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として 現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、 保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、 その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を 参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。(一部抜粋) ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に
	周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための
	広聴活動に要する経費
主 な計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発
	送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交
	通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
	① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照す
考取が	ること。
	② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員
	名及び連絡先を記載する。
	③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活
	動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見
	を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、
	作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができ
	15次、作的自任寺に所る柱真を政務伯勤員で同工することができる。
	なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員
	個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で
	按分する必要がある。 (明確に区分できない場合も按分する必要
	がある。)
	④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動
	に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会
	派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の
	活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会
	派交付となっている場合は、この限りでない。
	なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関
	する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を
	招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。
	*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より
	│ │ 和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動
	に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支
	出することは出来ないと解される。
	⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内
	容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。た
	だし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できな

⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会 の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計 上できない。

① 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金 後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式 1号)の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手 やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものと し、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用 途を記載したうえで、「切手等整理簿」(参考様式10号)を作 成する。

*参考

切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を 留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費 の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行 為は不適切であると考えられる。

- ⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。(交際費的な経費との区分が困難なため)
- ⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。
- ⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)の余白又は別紙に記載すること。
- ① 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。

<参考>

平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載する と使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員 にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政 務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取 るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で 取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、 使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、 前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、 市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたい と思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている 政務活動費ではしっかりやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議 員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相 談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が 苦しいということもあり、より一層しっかりした使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市 執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の 税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券 を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前 に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に 施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動 費の経理を適正に行わなければならないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費について も、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制 定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必 要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があったことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改 訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第 1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出 の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、 当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、 令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多 数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容 としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、 請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求 める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1283号、さいたま市議会自由民主党議員団の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「さいたま市議会自民党議員団(当時は自由民主党真政さいたま市議団)は、令和2年7月22日に「団会報誌7月号折込代」として61万8,943円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、さいたま市議会自由民主党議員団より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。しかし、さいたま市議会自民党議員団が提出した「領収書等貼付用紙」の余白には作成部数は記載されていない。したがって、さいたま市議会自由民主党議員団の市政レポートに関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、さいたま市議会自由民主党議員団に確認したところ、「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、作成部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を受けている。なお、議会局、調査機関で請求書や成果物等を再度確認している。

また、使途運用指針の18ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数の記入、記載がないことをもって

直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

4 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたものが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員 の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、 会派を通じて各議員に周知した。

5 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。 (回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を 公開している。

(3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)」並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査 機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出 に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調 査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略)当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

このことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、 次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」 との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にさいたま市議会自民党議員団に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された61万8,943円は、使途運用指針に違反して支

出されたものであるとして、61万8,943円をさいたま市に返還するよう、市長はさいたま市議会自民党議員団に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

さいたま市議会自民党議員団が提出した領収書等貼付用紙の余白には作成部数は記載されていないとし、使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にさいたま市議会自民党議員団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された61万8,943円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がさいたま市議会自民党議員団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

さいたま市議会自民党議員団が提出した領収書等貼付用紙の余白には作成部数は記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、さいたま市議会自民党議員団から「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、作成部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、議会局及び調査機関で請求書や成果物等を再度確認しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」 (参考様式1号) の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書等貼付用紙の余白には作成部数は記載されていないものの、別紙として確認できる請求書や成果物等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にさいたま市議会自民党議員団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された61万8,943円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がさいたま市議会自民党議員団に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1284号で受け付けた職員措置請求書(以下「請求書」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に公明党さいたま市議会議員団に交付された政務活動費のうち248万5, 538円は、政務活動費の使途運用指針(以下「使途運用指針」という。)に違反して使 用されたものです。そこで248万5,538円をさいたま市に返還するよう、清水勇人 市長は公明党さいたま市議会議員団に要求することを、監査委員が勧告することを求めま す。

- 1 公明党さいたま市議会議員団は令和2年4月28日に「市議団報ポスティング代」として248万5,538円を広報広聴活動費として政務活動費から支出した。(第1号証)
- 2 使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。(第2号証)

しかし、公明党さいたま市議会議員団が提出した「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白にも広報紙のポスティング部数が記載されていない。

3 したがって、1で述べた公明党さいたま市議会議員団の市議団報に関する支出は使途 運用指針の違反であり、令和2年度に公明党さいたま市議会議員団が政務活動費から広 報広聴活動費として支出した248万5,538円をさいたま市に返還するよう勧告す ることを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書(第1号証及び第2号証)は、省略 追加提出された証拠(令和4月1月24日提出)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度に公明党さいたま市議会議員団に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された248万5,538円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)が公明党さいたま市議会議員団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。 請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が 出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必

要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当 該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積

の割合等に応じて費用を按分する必要がある。 (対外的に明確に説明できることが必要である。)

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議 長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務 付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度(改選後)交付分より領収 書等の写しをインターネットにおいて公開する。

- (5) 共通事項(使途運用指針「4共通事項」)
 - 共通事項として、次の6項目について定めている。
 - 「領収書等について」
 - ・「交通費等旅費について」
 - 「備品の取扱いについて」
 - 「年度をまたぐ支払いについて」
 - ・「長期前払費用について」
 - 「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」 (参考様式第2号)及び「支出明細書」(参考様式第3号)を作成する。(「支 出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。)
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」 1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名(〇〇〇〇)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇)さいたま市議(会議員)団〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

会派交付の場合には、「会派名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらう。 領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管して おく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳(品名・個数等)などの必要事項が記載されていれば 領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、 「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (1) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」(参考様式第5号)に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM (現金自動預け払い機) を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。 また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載 する。
- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として 現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、 保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、 その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を 参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。 (一部抜粋) ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に
	周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための
	広聴活動に要する経費
主 な計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発
	送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交
	通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
	① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照す
考取が	ること。
	② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員
	名及び連絡先を記載する。
	③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活
	動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見
	を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、
	作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができ
	15次、作的自任寺に所る柱真を政務伯勤員で同工することができる。
	なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員
	個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で
	按分する必要がある。 (明確に区分できない場合も按分する必要
	がある。)
	④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動
	に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会
	派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の
	活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会
	派交付となっている場合は、この限りでない。
	なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関
	する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を
	招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。
	*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より
	│ │ 和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動
	に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支
	出することは出来ないと解される。
	⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内
	容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。た
	だし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できな

⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会 の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計 上できない。

① 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金 後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式 1号)の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手 やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものと し、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用 途を記載したうえで、「切手等整理簿」(参考様式10号)を作 成する。

*参考

切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を 留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費 の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行 為は不適切であると考えられる。

- ⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。(交際費的な経費との区分が困難なため)
- ⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。
- ⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)の余白又は別紙に記載すること。
- ① 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。

<参考>

平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載する と使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員 にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政 務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取 るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で 取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、 使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、 前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、 市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたい と思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている 政務活動費ではしっかりやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議 員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相 談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が 苦しいということもあり、より一層しっかりした使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市 執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の 税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券 を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前 に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に 施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動 費の経理を適正に行わなければならないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費について も、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制 定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必 要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があったことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改 訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第 1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出 の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、 当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、 令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多 数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容 としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、 請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求 める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1284号、公明党さいたま市議会議員団の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「公明党さいたま市議会議員団は、令和2年4月28日に「市議団報ポスティング代」として248万5,538円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、公明党さいたま市議会議員団より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。しかし、公明党さいたま市議会議員団が提出した「領収書等貼付用紙」の余白にもポスティング部数は記載されていない。したがって、公明党さいたま市議会議員団の広報広聴活動費に関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、公明党さいたま市議会議員団に確認したところ、「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、ポスティング部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を受けている。なお、議会局、調査機関で請求書や成果物等を再度確認している。

また、使途運用指針の18ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張する

ように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

4 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。 なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたものが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、 会派を通じて各議員に周知した。

5 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(回答)

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を 公開している。

(3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)」並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査 機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出 に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調 査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」に おけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略)当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

このことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、 次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」 との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度に公明党さいたま市議会議員団に交付した政務活動費のう

ち、広報広聴活動費として計上された248万5,538円は、使途運用指針に違反して 支出されたものであるとして、248万5,538円をさいたま市に返還するよう、市長 は公明党さいたま市議会議員団に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案 である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

公明党さいたま市議会議員団が提出した領収書等貼付用紙の余白にもポスティング部数が記載されていないとし、使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度に公明党さいたま市議会議員団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された248万5,538円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長が公明党さいたま市議会議員団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反してい

るとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

公明党さいたま市議会議員団が提出した領収書等貼付用紙の余白にもポスティング部数が記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、公明党さいたま市議会議員団から「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、ポスティング部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、議会局及び調査機関で請求書や成果物等を再度確認しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書等貼付用紙の余白にポスティング部数が記載されていないものの、 別紙として確認できる請求書や成果物等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度に公明党さいたま市議会議員団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された248万5,538円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長が公明党さいたま市議会議員団に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1285号で受け付けた職員措置請求書(以下「請求書」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に日本共産党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち189万5,220円は、政務活動費の使途運用指針(以下「使途運用指針」という。)に違反して使用されたものです。そこで189万5,220円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長は日本共産党さいたま市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1(1) 日本共産党さいたま市議団が令和2年度上半期に広報広聴活動費として使用した政務活動費のうち、印刷代計169万2,376円の領収書や「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白に作成部数が記載されていない。(第1号証)
- (2) 使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。(第2号証)
- (3) したがって、(1)で述べた日本共産党さいたま市議団の作成部数が不明な印刷代の支出は使途運用指針の違反であり、令和2年度上半期に日本共産党さいたま市議団が政務活動費から広報広聴活動費として支出した409万3,835円のうち、169万2,376円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 2(1) 日本共産党さいたま市議団は令和2年9月19日に「会場費(議員団での令和元年度決算の調査検討)」としてヘリテイジ浦和別所沼会館の会議室使用料8,900円を会議研修費として政務活動費から支出した。(第3号証)
- (2) また、令和3年2月14日には「予算学習会会議室使用料(別所沼会館)」として1万3,750円を会議研修費として政務活動費から支出した。(第4号証)

- (3)(※1) 会派で決算・予算の調査検討や学習会を行うのであれば会派控室を使用するか、委員会室を借りて行えば十分であり、あえて近隣の別所沼会館を使用しなければならない合理的な理由はない。
- (4)(※1) 日本共産党さいたま市議団による別所沼会館の使用料2万2,650円の支払いは、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則」「①政務活動が目的であること。②政務活動の必要性があること。③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。④適正な手続がなされていること。⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」の全てに違反した支出である。(第5号証)
- (5)(※1) したがって、(1)で述べた日本共産党さいたま市議団の別所沼会館の使用料に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和2年度に日本共産党さいたま市議団が政務活動費から支出した2万2,650円を、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 3(1) 日本共産党さいたま市議団は令和2年度上半期に、日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉 新聞の各2部ずつの購読料として計4万3,764円を赤旗さいたま出張所に支払い、 政務活動費から資料購入費として使用した。(第6号証)

同様に、令和2年度下半期に、日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の各2部ずつの購 読料として計4万3,764円を赤旗さいたま出張所に支払い、政務活動費から資料購 入費として使用した。(第7号証)

(2) 日刊「しんぶん赤旗」は日本共産党の機関紙であり、新埼玉新聞は日本共産党埼玉県委員会の機関紙である。

日本共産党さいたま市議団は、これら共産党の出版物を同市議団控室に資料として置くのであれば各1部または1冊で足りるはずであり、複数の購入は必要がない。

- (3) したがって、日本共産党さいたま市議団による政務活動費を使用した日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の2部ずつの購入は、使途運用指針「5使途に関する指針 (6)資料購入費」「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする」並びに「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反する。(第8号証)
- (4) 日本共産党さいたま市議団は、平成28年10月から平成29年9月にかけて、毎月、日本共産党中央委員会が発行する「日刊しんぶん赤旗」3部、「前衛」7冊、「月刊学習」4冊、「女性のひろば」4冊(平成28年10月のみ3冊)、「議会と自治体」10冊(平成29年9月のみ9冊)、日本共産党埼玉県委員会が発行する「新埼玉新聞」2部、民主青年同盟が発行する「民主青年新聞」2部、新日本出版社が発行する「経済」3冊を資料購入費として政務活動費から支出していた。

請求人●●●●、●●●、●●●は、監査委員がこれら政務活動費の返還を勧告することを求めて、平成30年6月1日付けで住民監査請求(監査監第373号)を提出した。

これに対し、日本共産党さいたま市議団は議会局職員を通じて「本来であれば、全員が政策の実現や住民の相談に対応できるよう議員数及び政務活動補助職員分を揃えておく必要がある。しかし、使途運用指針に「政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」とあるため、会派控室において、同時に対応できる数として必要最低限の数を購入している。特に「議会と自治体」は、その時々の地方政治の重要問題の解説、具体的な課題での実態分析と資料の掲載、情報と交流の広場での経験交流や情報提供が細かく記載されており、全員が住民の相談にそれぞれ対応できるように、議員数及び政務活動補助職員数分を揃えておく必要があり、したがって、議員数及び政務活動補助職員数分を合わせて購入した」と主張していたが、その後日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞を除いては自ら複数部数の購読をやめ、令和2年度は各1部ずつの購入に減らしている。

それならば、日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞も政務活動費を使用して複数部数を購読する必然性はなく、他紙・誌同様に1部を超える購入は必要最低限の購入を上回っており、2部目の購入に使用した政務活動費4万3,764円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 4(1) 日本共産党さいたま市議団は令和2年度上半期に、毎月、日本共産党中央委員会が発行する「日刊しんぶん赤旗」2部、「しんぶん赤旗縮刷版」1冊、「前衛」1冊(令和2年度4月は「前衛臨時号」も)、「女性のひろば」1冊、「議会と自治体」1冊、日本共産党埼玉県委員会が発行する「新埼玉新聞」2部、新日本出版社が発行する「経済」1冊の購読料9万722円を資料購入費として政務活動費から支出した。(第6号証)
- (2) また、同市議団は令和2年度下半期に、毎月、日本共産党中央委員会が発行する「日刊しんぶん赤旗」2部、「しんぶん赤旗縮刷版」1冊、「前衛」1冊、「女性のひろば」1冊、「議会と自治体」1冊、日本共産党埼玉県委員会が発行する「新埼玉新聞」2部、新日本出版社が発行する「経済」1冊の購読料8万9,472円を資料購入費として政務活動費から支出した。(第7号証)
- (3) 共産党員が共産党の発行する機関紙・誌を購読することは、党員としての政党活動もしくは党員としての義務であり、政務活動にはあたらない。

したがって、日本共産党さいたま市議団による政務活動費を使用した共産党機関紙・ 誌の購入は、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)」「①政務活動が目的であること」 及び「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」並びに「5使途に関する 指針 (6)資料購入費」「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする」及び 「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数を 購入することができる」に違反する。(第5号証)(第8号証)

(4) 政党機関紙購読への政務活動費の支出については、平成19年の仙台高裁の判決では「政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものと言わざるを得ない」、

平成25年の福岡地裁(※2)の判決では「政党に所属しているからこそ購入する意味合いが強く、政党活動と同視すべき活動に当たる」と判断し、それぞれ確定している。

(5) したがって、日本共産党さいたま市議団による共産党並びに共産党関係団体の新聞・雑誌の購読料を政務活動費から支出することは、使途運用指針に違反し、かつ違法な支出であり、3で述べた日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の購読料も含めて18万194円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「(2)~(4)」と表記されているが、「(3)~(5)」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「福岡高裁」と表記されているが、「福岡地裁」の誤りであると解した。

別紙事実証明書(第1号証~第8号証)は、省略 追加提出された証拠(令和4年1月24日提出)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度に日本共産党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された169万2,376円、会議研修費として計上された2万2,650円及び資料購入費として計上された18万194円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)が日本共産党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。 請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。 (2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が 出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当 該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。

- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、 各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全 額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動 の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積 の割合等に応じて費用を按分する必要がある。(対外的に明確に説明できることが 必要である。)

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議 長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務 付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度(改選後)交付分より領収 書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項(使途運用指針「4共通事項」)

共通事項として、次の6項目について定めている。

- 「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- 「備品の取扱いについて」
- 「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- 「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」 (参考様式第2号)及び「支出明細書」(参考様式第3号)を作成する。(「支 出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。)
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」 1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名(〇〇〇〇)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇)さいたま市議(会議員)団〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

会派交付の場合には、「会派名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらう。 領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管して おく。
 - ※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳(品名・個数等)などの必要事項が記載されていれば 領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、 「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。
 - ※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。
- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」(参考様式第5号)に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM (現金自動預け払い機) を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。 また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載 する。

(サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として 現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、 保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、 その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を 参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。(一部抜粋)

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に
	周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための
	広聴活動に要する経費
主 な計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発
	送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交
	通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
	① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照す
	ること。
	② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員
	名及び連絡先を記載する。
	③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活
	動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見
	を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、
	作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができ
考え方・	る。
取扱い	なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員
	個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で
	按分する必要がある。(明確に区分できない場合も按分する必要
	がある。)
	④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動
	に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会
	派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の
	活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会
	派交付となっている場合は、この限りでない。

なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。

*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より

和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動 に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支 出することは出来ないと解される。

- ⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。
- ⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会 の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計 上できない。
- ⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金 後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式 1号)の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手 やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものと し、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用 途を記載したうえで、「切手等整理簿」(参考様式10号)を作 成する。

*参考

切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を 留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費 の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行 為は不適切であると考えられる。

- ⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。(交際費的な経費との区分が困難なため)
- ⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。
- ⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)の余白又は別紙に記載すること。
- ⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会

派及び議員の政務活動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。

<参考>

平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

イ 会議研修費

工成 切 修 頁	
内容	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、
	意見交換会等の実施及び参加に要する経費
主な	会場使用料、機材借上料、講師謝礼金、資料作成費、研修会・講演
計上例	会・意見交換会参加費(入場料、受講料、テキスト代、交通費等)
	① 会議・研修会等に係る交通費及び宿泊費については、「共通事
	項」を参照すること。
	② 会議・研修会等の主目的が政務活動に資するものである場合
	は、必要となる経費を計上することができる。
	なお、飲食代については、如何なる理由があっても、政務活動
	費からは計上できない。
	③ 飲食を主目的とする会議・研修会、会派や議員間で行う私的な
	懇談会や親睦目的の会合等に要する経費は、計上できない。
	4 各種団体等の会費については、その団体の実態や活動内容が政
	務活動に資するものであれば計上することができる。
考え方・取扱い	一方、一般の地域住民として又は経営者としてなど個人的な資
	格で加入している団体(自治会、PTA、商工会等)の会費について
	は、計上できない。
	⑤ 大学・セミナー・専門学校等の学費・受講料については、政務
	活動に内容や成果を反映する目的がある場合には、受講に係る費
	用を計上することができる。
	受講・参加する場合には、事前に議長に対し受講計画等(講義
	等の概要、期間、必要経費等が分かるもの)を提出し、終了後に
	は、受講の事実が分かる書類(講義資料や受講票の写し等)を作
	成し、議長に対し結果を報告する。
	なお、自己研鑽が目的の場合は計上することができない。
	⑥ 会議・研修会等で使用する資料等の作成を委託した場合は、領
	収書のただし書に作成したものの名称と作成部数を記入してもら

う。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考 様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や 納品書又は、内容が分かるものを保管しておく。

また、成果物を保管しておく。

⑦ さいたま市議会における議員連盟の会費については、解散時に 返金されるため政務活動費で計上できない。

ウ 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料(書籍、新聞、雑誌等)の購入及び購 読に要する経費
主 な計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・ 雑誌等購読料等
考扱が・	① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。 ② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。 ④ 領収書には、購入した資料の内容(書籍名等)を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」(参考様式第9号)を作成し保存する。 ⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。(*参考) *参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について参考1 (平成25年11月18日福岡地裁の判決より)会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、

当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強い と考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討してい るなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活 動に当たるというべきである。

参考2(平成26年11月27日奈良地裁の判決より)同紙は、 法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載する と使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員 にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政 務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取 るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で 取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、 使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、

市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている 政務活動費ではしっかりやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議 員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。 国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市 執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の 税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

苦しいということもあり、より一層しっかりした使い方が問われている。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券 を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前 に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に 施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動 費の経理を適正に行わなければならないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費について も、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制 定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必 要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があったことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改 訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第 1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出 の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、 当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、 令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多 数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容 としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、 請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求 める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1285号、日本共産党さいたま市議会議員団の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「日本共産党さいたま市議団は令和2年度上期に広報広聴活動費として使用した政務活動費のうち、「印刷代」計169万2,376円の領収書や「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白に作成部数が記載されていない。」という件については、日本共産党さいたま市議会議員団より「計上金額及び領収書については事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。しかし、日本共産党さいたま市議会議員団が提出した領収書や領収書等貼付用紙(参考様式1号)には作成部数は記入されておらず、日本共産党さいたま市議会議員団の広報紙に関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、日本共産党さいたま市議会議員団に確認したところ、「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、作成部数が記入(記載)されていないが、別紙として作成部数が確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を受けている。なお、議会局、調査機関で請求書や成果物等を再度確認している。

また、使途運用指針の18ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

次に、日本共産党さいたま市議会議員団の会議研修費の支出に関してであるが、請求人が主張する「日本共産党さいたま市議団は令和2年9月19日に「会場費(議員団での令和元年度決算の調査検討)」として「ヘリテイジ浦和別所沼会館の会議室使用料」8,900円を、また、令和3年2月14日には「予算学習会会議室使用料(別所沼会館)」として1万3,750円を会議研修費として政務活動費から支出した。」という件については、日本共産党さいたま市議会議員団より「当該金額を会議研修費として計上したことは事実である。また、市議会内の会派控室を使用して会議を行わず、別途会議室を利用する理由としては、前年度決算の調査検討及び次年度予算に係る検討を行うにあたり、重要な政策・立案に係る事項を個人情報を含めて会派内で議論しており、それらの情報が漏えいしない措置を講じる必要があるため、外部の会議室で実施した。」との回答を受けている。なお、成果書に関しては、議会局、調査機関が再度確認している。

本市の使途運用指針に基づいた政務活動費の使途について争われた令和3年7月1日の東京高裁(令和2年7月22日判決 さいたま地方裁判所平成30年(行ウ)第27号損害賠償請求事件)の判決では、「研修会の具体的な開催場所の選択については、本件指針3(1)③を踏まえた上での会派の合理的な裁量に委ねられるものということができる」との裁判所の判断からも、使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

次に、日本共産党さいたま市議会議員団の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「日本共産党さいたま市議団は令和2年度上期に、「日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の各2部ずつの購読料」として計4万3,764円を赤旗さいたま出張所に、また、令和2年度下期に、「日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の各2部ずつの購読料」として計4万3,764円を赤旗さいたま出張所に資料購入費として政務活動費から支出した。」という件については、日本共産党さいたま市議会議員団より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

なお、前述の判決では、「共産党市議団所属の議員及び政務活動補助職員の数を超えるものではないことを勘案すれば、政党又はその関連団体が発行する本件雑誌等を上記の部数において購入しているという事実は、そのことが直ちに、本件指針 3 (1)③、同 5 (6)①及び⑤に適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実に当たると認めることはできない」とあるとおり、最低部数を下回っているため、使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

次に、日本共産党さいたま市議会議員団の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「日本共産党さいたま市議団は令和2年度上期に、「毎月、日本共産党中央委員会が発行する「日刊しんぶん赤旗」2部、「しんぶん赤旗縮刷版」1冊、「前衛」1冊(令和2年4月は「前衛臨時号」も)、「女性のひろば」1冊、「議会と自治体」1冊、日本共産党埼玉県委員会が発行する「新埼玉新聞」2部、新日本出版社が発行する「経済」1冊の購読料」として9万722円を、また、令和2年度下期に、「毎月、日本共産党中央委員会が発行する「日刊しんぶん赤旗」2部、「しんぶん赤旗縮刷版」1冊、「前衛」1冊、「女性のひろば」1冊、「議会と自治体」1冊、日本共産党埼玉県委員会が発行する「新埼玉新聞」2部、新日本出版社が発行する「経済」1冊の購読料」として8万9、472円を資料購入費として政務活動費から支出した。」という件については、日本共産党さいたま市議会議員団より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「共産党員が共産党の発行する機関紙・誌を購読することは、 党員としての政党活動もしくは党員としての義務であり、政務活動にはあたらない。」 との主張について、日本共産党さいたま市議会議員団に確認したところ、「共産党員と しての義務ではない。共産党員として義務付けられているものは党費の納入で、機関 紙・誌を購読しないからといって何らかの処分が下されることはない。」との回答を受 けている。

なお、前述の判決では、「共産党市議団に所属する議員が本件雑誌等を購読することが党員としての義務であることまでを認めるに足りる証拠はないこと、また、本件雑誌等には、地方議会の議員の活動に役立つ情報が掲載されることがあるほか、その時々の地方政治の重要問題の解説、具体的な課題での実態分析と資料が掲載されたり、地方の実情の情報提供が記載されているものがあること、資料購入費に関する本件指針 5 (6)⑤

は、政党の発行する出版物であっても、調査研究のために必要がある場合に限り、必要 最低限の部数を購入することが出来ると定めており、一定の条件の下において、政党の 発行する出版物の購入に充てることを認めていることを勘案すれば、本件雑誌等の発行 元が政党又はその関連団体であるという事実は、そのことが直ちに、本件指針 3 (1)①に 適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実に当たると認めることは できない」とあることから、使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

4 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。 なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたものが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員 の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、 会派を通じて各議員に周知した。

5 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を 公開している。

(3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)」並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されてい

ることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労 災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災 保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質 問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査 機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出 に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調 査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略)当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

このことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、 次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」 との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度に日本共産党さいたま市議団に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された169万2,376円、会議研修費として計上された2万2,650円及び資料購入費として計上された18万194円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、189万5,220円をさいたま市に返還するよう、市長は日本共産党さいたま市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

広報広聴活動費について、印刷代の領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数が記載されていないとし、使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

会議研修費については、会派で決算・予算の調査検討や学習会を行うのであれば会派控室を使用するか、委員会室を借りて行えば十分であり、あえて近隣の別所沼会館を使用しなければならない合理的な理由はないとし、ときわ会館の使用料の支払いは、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則 ①政務活動が目的であること。②政務活動の必要性があること。③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。④適正な手続がなされていること。⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」の全てに違反した支出であると主張している。

資料購入費のうち、日刊「しんぶん赤旗」及び新埼玉新聞については、日刊「しんぶん赤旗」は日本共産党の機関紙であり、新埼玉新聞は日本共産党埼玉県委員会の機関紙であるとし、また、日本共産党さいたま市議団は、これら共産党の出版物を同市議団控室に資料として置くのであれば各1部または1冊で足りるはずであり、複数の購入は必要がないとし、日本共産党さいたま市議団による政務活動費を使用した日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞の2部ずつの購入は、使途運用指針「5使途に関する指針 (6)資料購入費」「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする」並びに「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反すると主張している。

また、請求人らは、監査委員がこれら政務活動費の返還を勧告することを求めて、平成3 0年6月1日付けで住民監査請求(監査監第373号)を提出したが、これに対し日本共 産党さいたま市議団は、議会局職員を通じて「本来であれば、全員が政策の実現や住民の 相談に対応できるよう議員数及び政務活動補助職員分を揃えておく必要がある。しかし、 使途運用指針に「政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」とあるため、会派控室において、同時に対応できる数として必要最低限の数を購入している。特に「議会と自治体」は、その時々の地方政治の重要問題の解説、具体的な課題での実態分析と資料の掲載、情報と交流の広場での経験交流や情報提供が細かく記載されており、全員が住民の相談にそれぞれ対応できるように、議員数及び政務活動補助職員数分を揃えておく必要があり、したがって、議員数及び政務活動補助職員数分を合わせて購入した」と主張していたが、その後日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞を除いては自ら複数部数の購読をやめ、令和2年度は各1部ずつの購入に減らしたとしており、それならば、日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞も政務活動費を使用して複数部数を購読する必然性はないと主張している。

資料購入費のうち、共産党の発行する機関紙・誌については、共産党員が共産党の発行する機関紙・誌を購読することは、党員としての政党活動もしくは党員としての義務であり、政務活動にはあたらないとし、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)」「①政務活動が目的であること」及び「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」並びに「5使途に関する指針 (6)資料購入費」「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする。」及び「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる」に違反すると主張している。

また、政党機関紙購読への政務活動費の支出については、平成19年の仙台高裁の判決では「政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものと言わざるを得ない」、 平成25年の福岡地裁の判決では「政党に所属しているからこそ購入する意味合いが強く、 政党活動と同視すべき活動に当たる」と判断し、それぞれ確定しているとし、違法な支出 であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示

されているところである。 政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等 の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実 際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審

査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判

決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度に日本共産党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された169万2,376円、会議研修費として計上された2万2,650円及び資料購入費として計上された18万194円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長が日本共産党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち資料購入費については違法又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、広報広聴活動費について、印刷代の領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数が記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、日本共産党さいたま市議団から「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、作成部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、議会局及び調査機関で請求書や成果物等を再度確認しているとしている。

使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」 (参考様式1号) の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書や領収書等貼付用紙の余白に作成部数が記載されていないものの、 別紙として確認できる請求書や成果物等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、会議研修費については、会派で決算・予算の調査検討や学習会を行うのであれば 会派控室を使用するか、委員会室を借りて行えば十分であり、あえて近隣の別所沼会館を 使用しなければならない合理的な理由はないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付 条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、日本共産党さい たま市議団から「市議会内の会派控室を使用して会議を行わず、別途会議室を利用する理由としては、前年度決算の調査検討及び次年度予算に係る検討を行うにあたり、重要な政策・立案に係る事項を個人情報を含めて会派内で議論しており、それらの情報が漏えいしない措置を講じる必要があるため、外部の会議室で実施した。」との回答を得ており、また、成果書に関しては、議会局及び調査機関が再度確認しているとしている。

政務活動費における会議研修費の支出については、「研修会の具体的な開催場所の選択については、本件指針 3(1)③を踏まえた上での会派の合理的な裁量に委ねられるものということができる」(令和 3 年 7 月 1 日の東京高裁(令和 2 年 7 月 2 2 日判決 さいたま地方裁判所平成 3 0 年 (行ウ) 第 2 7 号損害賠償請求事件))と判示されている。

よって、会議研修費の支出における研修会の具体的な開催場所の選択については、合理 的理由があれば会派の裁量に委ねられるものと解される。

本件については、会派控室又は委員会室を使用せず、別途会議室を使用したことについて、前年度決算の調査検討及び次年度予算に係る検討を行うにあたり、重要な政策・立案に係る事項を個人情報を含めて会派内で議論しており、それらの情報が漏えいしない措置を講じる必要があるため、外部の会議室で実施したとしており、合理的理由がないとまでは認められない。

そして、請求人は使途運用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則 ①政務活動が目的であること。②政務活動の必要性があること。③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。④適正な手続がなされていること。⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」のいずれにも違反すると主張するが、いずれについてもその他明確な根拠が示されているとはいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、資料購入費については、日刊「しんぶん赤旗」は日本共産党の機関紙であり、新埼玉新聞は日本共産党埼玉県委員会の機関紙であるとし、また、日本共産党さいたま市議団は、これら共産党の出版物を同市議団控室に資料として置くのであれば各1部または1冊で足りるはずであり、複数の購入は必要がないとの請求人の主張に対し、関係職員は、前述の判決(令和3年7月1日の東京高裁(令和2年7月22日判決 さいたま地方裁判所平成30年(行ウ)第27号損害賠償請求事件))では、「共産党市議団所属の議員及び政務活動補助職員の数を超えるものではないことを勘案すれば、政党又はその関連団体が発行する本件雑誌等を上記の部数において購入しているという事実は、そのことが直ちに、本件指針3(1)③、同5(6)①及び⑤に適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実に当たると認めることはできない」とあるとおり、最低部数を下回っているため、使途運用指針の内容に反しているとは考えていないとしている。

使途運用指針においては、「5使途に関する指針 (6)資料購入費」として「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする。」及び「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる」と規定されて

いるが、「必要最低限の部数」として合理的な理由が認められる部数の購入は許容される と解され、関係職員の挙げた日本共産党さいたま市議団の資料購入費についての判例でも 複数部数の購入が否定されているものではない。

本件については、日刊「しんぶん赤旗」及び新埼玉新聞の購入は各 2 部であり、合理的な理由が認められない「必要最低限の部数」を超えているとまではいえない。よって、書籍、出版物の購入部数については、一概に使途運用指針に反するものとはいえない。

また、請求人は、日本共産党さいたま市議団は日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞を除いては自ら複数部数の購読をやめ、令和2年度は各1部ずつの購入に減らしたとしており、それならば、日刊「しんぶん赤旗」と新埼玉新聞も政務活動費を使用して複数部数を購読する必然性はないと主張するが、他の資料について購入部数を減らしたことのみをもって、新聞についても複数部数を購読する必然性がなくなるとはいえないと解する。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、共産党の発行する機関紙・誌については、共産党員が共産党の発行する機関紙・ 誌を購読することは、党員としての政党活動もしくは党員としての義務であり、政務活動 にはあたらないとし、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)」「①政務活動が目的である こと」及び「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」並びに「5使途に関 する指針 (6)資料購入費」「①同一書籍を購入する場合は、必要最低限の部数とする。」 及び「⑤政党が発行する出版物は、調査研究の必要がある場合に限り、必要最低限の部数 を購入することができる」に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第 12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、日本共産党さいたま市 議団から「日本共産党員としての義務ではない。共産党員として義務付けられているもの は党費の納入で、機関紙・誌を購読しないからといって何らかの処分がくだされることは ない。」との回答を得ており、また、前述の判決において「共産党市議団に所属する議員 が本件雑誌等を購読することが党員としての義務であることまでを認めるに足りる証拠は ないこと、また、本件雑誌等には、地方議会の議員の活動に役立つ情報が掲載されること があるほか、その時々の地方政治の重要問題の解説、具体的な課題での実態分析と資料が 掲載されたり、地方の実情の情報提供が記載されているものがあること、資料購入費に関 する本件指針5(6)⑤は、政党の発行する出版物であっても、調査研究のために必要がある 場合に限り、必要最低限の部数を購入することが出来ると定めており、一定の条件の下に おいて、政党の発行する出版物の購入に充てることを認めていることを勘案すれば、本件 雑誌等の発行元が政党又はその関連団体であるという事実は、そのことが直ちに、本件指 針3⑴①に適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実に当たると認め ることはできない」と判示されていることから、使途運用指針の内容に反しているとは考 えていないとしている。

同判決(令和3年7月1日の東京高裁(令和2年7月22日判決 さいたま地方裁判所 平成30年(行ウ)第27号損害賠償請求事件))では、本市の使途運用指針における日 本共産党さいたま市議団の資料購入費について判示しており、資料購入費に関して請求人が主張する使途運用指針の違反の事実を推認させるような一般的、外形的な事実にあたると認めることはできないとしている。

また、共産党市議団に所属する議員が本件雑誌等を購読することが党員としての義務であることまでを認めるに足りる証拠はないことから、共産党員が共産党の発行する機関紙・誌を購読することは、党員としての政党活動もしくは党員としての義務であると認めることはできない。

さらに、請求人は、政党機関紙購読への政務活動費の支出については、平成19年の仙台高裁の判決では「政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものと言わざるを得ない」、平成25年の福岡地裁の判決では「政党に所属しているからこそ購入する意味合いが強く、政党活動と同視すべき活動に当たる」と判断し、それぞれ確定しているとし、違法な支出であると主張するが、前述のとおり東京高裁判決において、本市の使途運用指針における日本共産党さいたま市議団の資料購入費について「本件雑誌等の発行元が政党又はその関連団体であるという事実は、そのことが直ちに、本件指針3(1)①に適合しない経費であることを推認させる一般的、外形的な事実に当たると認めることはできない。」と判示されていることを踏まえると、請求人の挙げた判例のみをもって違法と断ずることはできないと解する。

したがって、本件支出は、違法又は使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度に日本共産党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された169万2,376円、会議研修費として計上された2万2,650円及び資料購入費として計上された18万194円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長が日本共産党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1286号で受け付けた職員措置請求書(以下「請求書」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に自民党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち428万86円は、 政務活動費の使途運用指針(以下「使途運用指針」という。)に違反して使用されたもの です。そこで428万86円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長は自民党さいた ま市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1(1) 自民党さいたま市議団は令和2年8月3日に「広報誌配布代(※1)」として24 万7,940円を広報広聴活動費として政務活動費から支出した。(第1号証)
- (2) また、自民党さいたま市議団は令和2年10月13日に「広報誌作成、折込代(※2)」として396万5,986円を広報広聴活動費として政務活動費から支出した。 (第2号証)
- (3) 使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。(第3号証)

しかし、自民党さいたま市議団が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。また、8月3日の「領収書等貼付用紙」には部数も記載されていない。

(4) したがって、自民党さいたま市議団の広報紙に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和2年度に自民党さいたま市議団が政務活動費から広報広聴活動費として支出した421万3,926円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 2(1) 自民党さいたま市議団は令和2年11月10日(※3)に「視察キャンセル代」としてユシマサービス(※4)に6万5,720円を送金し、手数料440円と合わせて計6万6,160円を政務活動費の調査研修費から支出した。(第4号証)
- (2) 使途運用指針「4 共通事項 (2)交通費等旅費について②」では「政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを得ない場合(急病、葬祭等)には計上することができます」と規定されているが、自民党さいたま市議団の視察キャンセル代は、誰がどのようにやむを得ない急病、葬祭等で視察をキャンセルしたのかが明記されていない。(第5号証)
- (3) したがって、自民党さいたま市議団の「視察キャンセル代」は使途運用指針に違反しており、6万6,160円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「広報紙配布代」と表記されているが、「広報誌配布代」の誤りである と解した。
- ※2 請求書上、「広報紙作成、折込代」と表記されているが、「広報誌作成、折込代」 の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「10月13日」と表記されているが、「11月10日」の誤りである と解した。
- ※4 請求書上、「コジマサービス」と表記されているが、「ユシマサービス」の誤りであると解した。

別紙事実証明書(第1号証~第5号証)は、省略 追加提出された証拠(令和4年1月24日提出)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度に自民党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された421万3,926円及び調査研修費として計上された6万6,160円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)が自民党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるか

を監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監查方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。 請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が 出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を 決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求に ついて、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当 該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (4) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積 の割合等に応じて費用を按分する必要がある。(対外的に明確に説明できることが 必要である。)

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議 長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務 付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度(改選後)交付分より領収 書等の写しをインターネットにおいて公開する。

- (5) 共通事項(使途運用指針「4共通事項」) 共通事項として、次の6項目について定めている。
 - 「領収書等について」
 - ・「交通費等旅費について」
 - 「備品の取扱いについて」
 - 「年度をまたぐ支払いについて」
 - ・「長期前払費用について」
 - 「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」及び「交通費等旅費について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」 (参考様式第2号)及び「支出明細書」(参考様式第3号)を作成する。(「支 出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。)
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」 1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名(〇〇〇〇)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

会派交付の場合には、「会派名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団)」又は「会派名及び議員氏名(〇〇〇〇さいたま市議(会議員)団 〇〇〇〇(議員氏名))」とする。

- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらう。 領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管して おく。
 - ※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳(品名・個数等)などの必要事項が記載されていれば 領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、 「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。
 - ※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コ

ピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (1) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」(参考様式第5号)に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM (現金自動預け払い機) を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。 また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載 する。
- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。(家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として 現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、 保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、 その支出を政務活動費として計上することはできない。

- イ 交通費等旅費について (調査研究費・要請陳情活動費・広報広聴活動費・会議研修 費での計上を想定)
 - (ア) 交通手段及び交通費(鉄道運賃、航空運賃、船賃等)については、合理性及び 経済性を考慮する。
 - (4) 旅費の計上に当たっては、「さいたま市職員等の旅費に関する条例」「同施行規則」に準じる。ただし、日当の計上はできない。

なお、政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを得ない場合(急病、葬祭等)には計上することができる。

- (ウ) 国内での交通費は、公共交通機関の利用を基本とした実費に充てることになる。 また、宿泊費等は1泊1万6,500円を上限とした実費に充てることになる。
- (エ) 政務活動のための視察、要請陳情活動を行った場合や、会議の開催、研修会等 に参加した場合は、目的等が分かるような「政務活動記録票」(参考様式第4号) や概要、成果等を記載した成果書等(以下「成果書等」という。)を、作成、保 管する。

なお、会派交付分からの計上の場合に限り、会派の所属議員が同じ会議や研修会等に出席する場合には、各々の交通手段が異なる場合でも成果書等に一括して記載することができる。

- (オ) タクシー料金は、政務活動を行う上で必要がある場合に限り、計上することができる。タクシーを使用する場合には以下の点に注意する。
 - 市内での利用は、原則認められない。 ただし、『特別な理由がある場合』に限り利用することができる。 ※特別な理由:天災、病気、けが、障害、妊娠中など
 - 市外では『合理的な理由がある場合』に限り利用することができる。 ※合理的な理由:他の交通機関が利用できなかったり、移動時間や経費等 において第三者に説明できる理由がある。

なお、タクシーを利用した場合には、目的、行き先、利用区間、公共交通機関を利用しなかった理由等を、成果書等又は領収書を貼付した「領収書等貼付用紙」の「余白」に明記する。

- (カ) 交通費の支払いの際にSuica等の電子マネーカードを使用した場合、実費弁償の 原則から、使用した分(運賃利用分)のみ計上することとし、チャージした入金 総額を計上することはできない。
- (キ) 交通費の支払いの際にSuica等の電子マネーカードを使用した場合、Suica等の利用明細書の発行を受けなければならない。また、行き先及び目的等の内訳を記載しなければならない。

なお、カード利用等で領収書が発行されない場合には、支出したことが分かる 書類として、カード利用明細書の写し及び引き落としの事実が分かる通帳の写し 等を添付する。また、成果書等に行き先及び目的等の内訳を記載する必要がある。

(1) 政務活動のために自家用車を利用した場合、ガソリン代、有料道路通行料、駐車料金等移動により生じた経費を計上することができる。

ただし、自家用車を政務活動以外でも使用している場合は、走行距離等に基づいてガソリン代等を按分する。

注:車検代、自家用車に係る保険料、自動車税等、自家用車の維持管理や自動 車の取得又はリースに要する費用は計上できない。

- (ケ) ETCを利用した場合は、利用区間分の料金(実費分)のみ計上することができる。 その場合には支出したことが分かる書類として、利用明細書の写し及び引落し の事実が分かる通帳の写し等を添付する。
- (1) 本会議、委員会、全員協議会等の開催に伴う経費については、計上することはできない。

また、議員派遣等の議会活動に関わる経費についても、計上することはできない。

(6) 使途に関する指針(使途運用指針「5使途に関する指針」)

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を 参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。(一部抜粋)

ア 調査研究費

 一	
内 容	調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究の委託に要する経
	費
主な	交通費(鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等)、レンタカー利用料
計上例	金、バス等借上料、宿泊費、外部団体への調査委託費、資料作成費
	又は別紙に名称と作成部数を記載し、請求書や納品書又は、内容
	が分かるものを保管しておく。
	なお、成果物も保管しておく。

イ 広報広聴活動費

/A + N / A 4 心 1 口 :	
内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に
	周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための
	広聴活動に要する経費
+ 4	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発
主 な 計上例	送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交
	通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
	① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照す
	ること。
	② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員
	名及び連絡先を記載する。
	③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活
	動 動 (議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見
	を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、
	作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができ
	5.
	なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員
	個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で
	按分する必要がある。(明確に区分できない場合も按分する必要
	がある。)
	(4) 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動
考え方・	に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会
取扱い	派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の
40,000	活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会
	派交付となっている場合は、この限りでない。
	なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関
	する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を
	招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。
	* 平成 2 4 年 3 月 2 7 日和歌山地裁の判決より
	和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動
	に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支
	出することは出来ないと解される。
	⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内
	容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。た
	だし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できな ,、
	⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後接会

の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。

⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金 後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」(参考様式 1号)の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手 やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものと し、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に用 途を記載したうえで、「切手等整理簿」(参考様式10号)を作 成する。

*参考

切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を 留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費 の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行 為は不適切であると考えられる。

- ⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。(交際費的な経費との区分が困難なため)
- ⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。
- ⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」(参考様式第1号)の余白又は別紙に記載すること。
- ① 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動(議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む)を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。

<参考>

平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載する と使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員 にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政 務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取 るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で 取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、 使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、 前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、 市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたい と思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている 政務活動費ではしっかりやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議 員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相 談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が 苦しいということもあり、より一層しっかりした使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市

執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の 税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券 を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前 に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に 施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支 給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の 議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。 政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関 する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福 祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなけれ ばならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動 費の経理を適正に行わなければならないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費について も、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制 定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必 要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があったことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改 訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第 1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出 の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、 当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。 なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、 令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、 請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求 める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1286号、自由民主党さいたま市議会議員団の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「自由民主党さいたま市議会議員団は、令和2年8月3日に「広報誌配付代」として24万7,940円を、令和2年10月13日に「広報誌作成、折込代」として396万5,986円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、自由民主党さいたま市議会議員団より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。しかし、自由民主党さいたま市議会議員団が提出した領収書には広報紙の名称は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。また、8月3日の領収書等貼付用紙には部数も記載されていない。したがって、自由民主党さいたま市議会議員団の広報紙に関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、自由民主党さいたま市議会議員団に確認したところ、「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、広報紙の名称や部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を受けている。なお、議会局、調査機関で請求書や成果物等を再度確認している。

また、使途運用指針の18ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請

求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に広報紙の名称や作成部数の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

次に、自由民主党さいたま市議会議員団の調査研究費の支出に関してであるが、請求人が主張する「自由民主党さいたま市議会議員団は令和2年11月10日に「視察キャンセル代」としてコジマサービス[正:ユシマサービス]に6万5,720円を送金し、手数料440円とあわせて、計6万6,160円を調査研究費として政務活動費から支出した。」という件については、自由民主党さいたま市議会議員団より「当該金額を調査研究費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針「4共通事項 (2)交通費等旅費について」に「②政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを得ない場合(急病、葬祭等)は計上することができます。」と規定されているが、自民党さいたま市議団の視察キャンセル代は、誰がどのようにやむを得ない急病、葬祭等で視察をキャンセルしたのかが明記されておらず、使途運用指針に違反している。」との主張について、自由民主党さいたま市議会議員団にキャンセル理由を再度確認したところ、「視察予定先であった北海道札幌市の新型コロナウイルス感染症の感染状況が著しく悪化したため。」との回答を受けており、議会局としても、新型コロナウイルス感染症の感染状況が著しく悪化したため。」との回答を受けており、議会局としても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からやむを得ない事由に当たるものと考える。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

- 4 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。 なお、本請求に係る内容以外は除外した。
 - (1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたものが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あること

から、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より 透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会 議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの 質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員 の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、 会派を通じて各議員に周知した。

5 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を 公開している。 (3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)」並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査 機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出 に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調 査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とある

とおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略)当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

このことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、 次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」 との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度に自民党さいたま市議団に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された421万3,926円及び調査研修費として計上された6万6,160円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、428万86円をさいたま市に返還するよう、市長は自民党さいたま市議団に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

広報広聴活動費について、自民党さいたま市議団が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。また、8月3日の「領収書等貼付用紙」には部数も記載されていないとし、使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

調査研究費については、使途運用指針「4共通事項 (2)交通費等旅費について②」では 「政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、 その理由がやむを得ない場合(急病、葬祭等)には計上することができます」と規定されて いるが、自民党さいたま市議団の視察キャンセル代は、誰がどのようにやむを得ない急病、 葬祭等で視察をキャンセルしたのかが明記されていないと主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度に自民党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された421万3,926円及び調査研修費として計上された6万6,160円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長が自民党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、広報広聴活動費について、自民党さいたま市議団が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。また、8月3日の領収書等貼付用紙には部数も記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、自民党さいたま市議会議員団から「当該領収書(領収書等貼付用紙)には、広報紙の名称や部数が記入(記載)されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ず

しも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。 さらに、議会局及び調査機関において、本件支出に係る請求書や成果物等を再度確認して いるとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」(参考様式1号)の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は必ずしも領収書又は領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書又は領収書等貼付用紙の余白には広報紙の名称や部数が記載されていないものがあるものの、別紙として確認できる請求書や成果物等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、調査研究費については、使途運用指針「4共通事項 (2)交通費等旅費について②」では「政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを得ない場合(急病、葬祭等)には計上することができます」と規定されているが、自民党さいたま市議団の視察キャンセル代は、誰がどのようにやむを得ない急病、葬祭等で視察をキャンセルしたのかが明記されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「視察予定先であった北海道札幌市の新型コロナウイルス感染症の感染状況が著しく悪化したため。」との回答を得ており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ない事由にあたるものと考えるとしている。

政務調査費における視察等のキャンセル料については、「視察等の調査研究活動に先立ち、宿泊先や交通手段等を予約することは、円滑な視察を実施するために社会通念上相当な手段であって、これらがやむを得ない事由によりキャンセルされたことに伴い発生した費用を政務調査費から支出することは、必要性、合理性を欠くものとはいえない。」(平成23年1月19日宇都宮地裁)と判示されており、この趣旨は後身となる政務活動費についても同様に該当するものと解される。

本件については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から視察をキャンセルしたことが認められ、やむを得ない事由にあたらないとはいえない。

よって、使途運用指針「4共通事項 (2)交通費等旅費について」「②政務活動のための 視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを 得ない場合(急病、葬祭等)は計上することができます」に違反するとまではいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度に自民党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された421万3,926円及び調査研修費として計上された6万6,160円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長が自民党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。